# 今後の社会保障制度改革に対応した地方行財政制度のあり方に関する調査研究 

平成27年3月

## はじめに

少子高齢化の進行に伴ら本格的な人口減少社会の到来が予測される中で，デフレからの脱却や雇用 の安定など着実な経済の歩みが求められる一方，地方公共団体を取り巻く環境の変化は厳しさを増し ています。地方公共団体は安心•安全の確保，地域産業の振興，地域の活性化，公共施設の維持管理，行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また，住民に身近な行政は，地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに，地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきています。

このため，当機構では，地方公共団体が直面している諸課題を多角的•総合的に解決するため，個々 の地方公共団体が抱える課題を取り上げ，当該地方公共団体と共同して，全国的な視点と地域の実情 に即した視点の双方から問題を分析し，その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており，本報告書は，そのうちの一つの成果を取りまとめ たものです。

平成 24 年 2 月に社会保障と税の一体改革の全体像や実施時期を示した「社会保障•税一体改革大綱」が閣議決定され，社会保障と税の一体改革関連法案が国会に提出されました。同関連法案は，平成 24 年 8 月に可決•成立し，その後，内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において広範な議論が行われました。

また，今年度においては，第4次一括法の成立，介護保険制度の改正，消費税 $10 \%$ への引上げ延期の決定など，社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化したところです。

このような背景から，今年度の研究会では，社会保障制度改革と地方財政を中心に，今後の社会保障制度改革に対応した地方行財政制度のあり方を考察し，その考え方を整理しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては，研究委員会の委員長及び委員をはじめ，関係者の方々か ら多くの御指導と御協力をいただきました。

また，本研究は，公益財団法人 日本財団の助成金を受けて，総務省自治財政局調整課と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成 27 年 3 月

## 目 次

研究概要 ..... 3
第1部 地方分権の歩み ..... ． 5
第1章 地方財政制度の確立期における課題の今日的視点 ..... ． 7
第2章 地方分権改革の推進について ..... 13
第2部 地方財政 ..... 33
第1章 地方財政健全化の取組について ..... 35
第2章 平成 27 年度地方財政対策 ..... 69
第3部 社会保障各論 ..... 99
第1章 生存権論における個人と社会 ..... 101
第 2 章 憲法による社会保障法制に対する規律一憲法 25 条• 14 条を中心に ..... 121
第3章 生活保護に係る実態調査の状況 ..... 137
第4章 介護保険法の改正について ..... 149
第4部 公営企業 ..... 165
第1章 地方公営企業制度と直営方式 ..... 167
第2章 公営企業の経営改革の取組について ..... 187
第5部 社会保障改革と地方財政（今年度の研究のまとめ） ..... 211
第1章 平成 27 年度社会保障の充実等について ..... 213
第2章 平成 27 年度の社会保障改革と地方財政一消費税率引上げ見送りの影響 ..... 219
委員名簿等 ..... 235

## 研究概要

## 研究概要

## 1 本調査研究の趣旨

平成 12 年 4 月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）施行以来，地方分権の推進に向けて，国と地方の在り方をめぐる様々な議論がなされてきた。
急速な少子高齢化社会の進行をはじめとして社会経済情勢が大きく変化する今日においては，社会保障制度改革の全体像及び必要な財源を確保するための税制抜本改革，いわゆる社会保障と税の一体改革について国と地方をあげての議論が進められている。

平成 24 年 2 月に社会保障と税の一体改革の全体像や実施時期などを示した「社会保障•税一体改革大綱」が閣議決定された後，社会保障と税の一体改革関連法案が民主党，自民党，公明党の 3 党合意 を経て平成 24 年 8 月に可決•成立した。その後，内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」（以下「国民会議」という。）において広範な議論が行われ，平成 25 年 10 月には，国民会議の報告書を踏ま 元，社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする「持続可能な社会保障制度の確立を図 るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）が臨時国会に提出され，同年12月に可決•成立した。平成 26 年 1 月には，プログラム法で規定されている「社会保障制度改革推進本部」が設置 され，改革を総合的かつ計画的に推進するとともに実施状況を検証し，更なる改革の企画立案等を行 っていくこととされている。平成 26 年 4 月から消費税が $8 \%$ に引き上げられ，この増収分を活用し，平成 26 年度予算では社会保障の充実が盛り込まれるなど，我が国の社会保障制度改革は新しいステー ジに踏み出したところといえる。

今年度については，第4次一括法の成立，介護保険制度の改正，消費税 $10 \%$ への引上げ延期の決定 など，社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化した年となったといえる。
このような背景から，今年度の研究会では，社会保障制度改革と地方財政を中心に，委員及び行政側の発表並びに意見交換に加え，地方公共団体からの意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はそ の内容を整理したものである。

なお，本研究会では，委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく，個人的見解を基に自由闊達に議論するといら運営を行っており，本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果をできるだけ尊重し，反映した形でまとめている。

## 2 研究会の開催経緯

今年度は，社会保障制度改革と地方財政に関するテーマを中心に，全5回にわたり研究会を開催し た。
第1回研究会（平成 26 年 6 月 13 日開催）では，同年 5 月に，国から地方公共団体への事務•権限 の移譲等の推進のため，第4次一括法が成立したことから，その改正内容を中心に報告•質疑が行わ れた。

続く第2回研究会（同年7月29日開催）では，同年6月に，「地域における医療及び介護の総合的 な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことから，介護保険制度の改正内容について，報告•質疑が行われた。また，憲法上の生存権の保障を義務付ける根拠は何かとの観

点から，「生存権論における個人と社会」もテーマとされ，報告•質疑が行われた。
高知県と高知市を調查対象とした事例研究（同年8月18日～19日実施）では，将来的に人口減少と高齢化が一層深刻となることが見込まれる中，高知県内の過疎•中山間地域における生活支援の先駆的取組を視察するとともに，生活保護率の改善に向けた取組を進めている高知市を訪問し，地域の現状と課題を把握した。

第3回研究会（同年9月25日開催）では，社会保障制度に関わる法規範（法律•政省令等）に対し，憲法の条項がどの程度制約を加えるのかとの問題意識から，「憲法による社会保障法制に対する規律 —憲法第 25 条•14条を中心に」をテーマに報告•質疑が行われた。併せて，平成 19 年における地方財政健全化法の全面施行から5年が経過したことを踏まえ，財政健全化の取組について報告•質疑が行われた。

第4回研究会（同年10月21日開催）では，上下水道等のインフラの老朽化対策の観点から，公営企業について報告•質疑が行われた。
第5回研究会（平成27年1月29日開催）では，社会保障制度改革と地方財政に関する今年度の議論の総括として， 27 年度の地方財政対策及び社会保障の充実をテーマに議論が行われた。

第1部 地方分権の歩み

## 地方財政制度の確立期における課題の今日的視点

関西学院大学 小西砂千夫
【現行】

## 生活困窂者自立支援法案について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため，生活困窮者に対し，自立相談支援事業の実施，住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措惪を講ずる。

法案の概要

○ 福祉事務所設量自治体は，「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援，事業利用のための ブラン作成等）を実施する。
※自治体直営のほか，社会福祉協誐会や社会福祉法人，NPO等への委託も可能（他の事業も同様）
期）を支給する。

2．就労準備支㯰事業，一時生活支罟事業及び家計相談支罟事業等の実施（任意事業）
○福祉事務所設造自治体は，以下の事業を行うことができる
就労に必要な訓練を日常生活自立，社会生活自立段啓から有期で実施する「就労準備支䀧事業」
住居のない生活困鸳者に対して一定期侖宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」

- 家計に関する相談，家計管理に関する指道，貸付のあっせん等を行う「家計相談支挰事業1
- 生活困躬家庭の子どもへの「学習支恠事童」その他生活困躬者の自立の促進に必要な事業

3．都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定
○都道府県知事，政令市長，中核市長は，事業者が，生活困鹤者に対し，就労の機会の提供を行うとともに，就
労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合，その申請に基づき一定の基準に致当する事業であることを認定する。
4．费用
O 自立相談支援事業，住居礶保給付金：国庫負担 $3 / 4$
○就労準備支援事業，一時生活支援事業：国庫禣助 $2 / 3$
○ 家計相談支援事業，学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助 $1 / 2$
施行期日 平成27年4月1日（注）第183回国会政府提出案からの修正点はなし

事務の性格•国の関与の度合いと国と地方の負担区分の多層的関係

| 法令に基づく実 <br> 施の義務付け |  | 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務 | 義務付けがされてい <br> ない事務 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 是正等に関す <br> る国の関与 | 法定受託事務 | 自治事務 |  |


|  | 専ら国の利害に関係の ある事務 （地方財政法第10条の 4） |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 利害の所在 |  |  |  |  |  |
| 国による費用負担の根拠 |  |  | 単独事業 | 国は，その施策を | 単独事業 |
|  |  | ○その円滑な運営を期するためには，なお，国が進んで経費を負担する必要があるもの |  | 行うため特別の必要があると認める |  |
|  |  | （地方財政法第10条） |  | とき又は地方公共 |  |
|  |  | ○地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に柎立された計画に従って実施しなけ |  | 団体の財政上特別の必要があると |  |
|  |  | ればならない土木その他の建設事業に要する |  | 認めるときに限り， |  |
|  |  | 経費（地方財政法第10条の2） |  | 補助金を交付す |  |
|  |  | ○災害に係る事務で，地方税法又は地方交付 |  | ることができる（地 |  |
|  |  | 税法によってはその財政需要に適合した財源 を得ることが困難なものを行う |  | 方財政法第16条） |  |
|  |  | （地方財政法第10条の3） |  |  |  |
|  | 補助事業国庫委託金 | 補助事業国庫負担金 |  | 補助事業国庫補助金 |  |

## 国と地方の負担区分の考え方

地方財政法制定時（昭和23年）
国家財政と地方財政の関係に重点を置いて
（ア）地方公共団体に課される新たな事務に対して国は完全な財源措置を行う責任を有することを明定する。
（イ）個々の事務に要する経費の負担区分について，その事務の執行による利害の帰属するところに従って，国と地方の公共団体がいかに分担するかを定め（※），そ の分担の区分については法律又は政令で定めることとするとともに，国が分担することとなった部分については，正確な基礎に基づいて算定した負担金を支出時期 に遅れないように地方公共団体に支出されなければならない旨を規定する。
（ウ）地方財政の自主性を損ない，又は負担を地方公共団体に転嫁するような国の施策を禁じる等の規定を設ける。



シャウプ勧告（昭和24年）における事務配分と負担の考え方
地方行政事務の国と地方公共団体間の再配分を実施し，地方公共団体に配分された行政事務については，地方公共団体がその行政の最終責任を有することとし， その経費も全額負担することとする。その結果必要となる地方公共団体の経費については，地方税及び地方財政平衡交付金の運用によって充足できるものとし，理論的には，地方財政法が規定していた国費•地方費の負担区分制度は不要である。

書負担金が底止）
昭和27年の地方財政法の改正
地方公共団体又はその機関が行う事務に要する経費は一切当該地方団体が負担するという原則を打ち立て，その例外として
（ア）法令により実施が義務付けられている事務で，国と地方公共団体相互に利害関係のあるものにつき，国が積極的にその経費又は一部を負担するとしたもの （イ）国民経済に適合するような総合的な計画に従つて実施される公共事業，（ウ）災害救助事業や災害復旧事業については，国は経費の全部又は一部を負担するも のとする
（エ）まったく国の利害に関係する事務については，地方公共団体は経費を負担する義務を負わない。
第9条 地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務（地方自治法第153条第2項の規定により都道府県知事が市町村長に委任した事務及び同条第3項の規定により都道府目知事が市町村の㖪員をして補助致行を


第10条の2（国が全部又は一部を負担する建設事業に要する経蚛，略）





地方単独事業の範囲をめぐる考え方

|  | 地方単独事業の総合的な整理についての論点（23年12月12日） <br>  | 地方単独事業の総合的な整理（23年12月29日） |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）「社会保媁四分野」 （「年金，医療，介護，少子化に対処するた めの施策」） に該当する かどうか | 国•地方ともにあくまでも「成索」における「年金，医療，介護，少子化に対処するための施策」は限定的に解すべきにの場合，例えば医療では，医療保険制度などによる医療の給付に要する費用，介護では，介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり，介護以外の高粭者福祉などは対象外） | 「成案」で示された「社会保媁4経費の分野に則った範囲の社会保媁給付」における地方単独事業を対象とすることを基本 とする。その範囲については，厚生労働省の分析による社会保媁4分野（3．8兆円）をベースとしつつ，「則った範囲」とし て，実質的にこれらの分野と重複している事業及びー体とし て評価される事業も含めることとし，具体的には，予防接種， がん検診，乳幼児健診，老人保護措置費等を加えて整理す る |
|  | 医療や介護，少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの は，「四分野」の範囲内と整理すべき（この場合，例えば，医療で は，予防接種・がん検診など，介護では，養護老人ホーム・介護予防など，少子化では，幼児教育などが対象） |  |
| （2）「給付」に該当するか どうか | 国が制度として行っている社会保障については，人件費などの事務費や管理費は「社会保旗給付費」に合んでおらず，「成案」にある「全て国民に這元し，官の肥大化には使わない」との制点から事務費や人件費などが含まれていないか，受兴が直接個人に祲属して いるか精査が必要 | 国民に現物サービスを提供しているマンバワーの人件費につ いて，「給付」の担い手としての側面を評価する一方，受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか，事務費及び事務職員の人件費等を除外することにより，整理する |
|  | 保健師，保育士，児童福祉司等が提供する社会保媁サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから，これらのサービ ス提供に直接従事する職員等の人件唄は「官の肥大化」には該当 するものではなく，また，受益が国民に帰属するものは「社会保媁給付」と整理すべき |  |
| （3）「制度と して磪立さ れた」もの であるかど うか | 極力客䚁的な基準を用いて整理すべきであり，法令上の綀務規定 の有無もそうした基準の候補の一つ <br> 全国的に実施されているかどうか，地域偏在があるかどうかも重要 な基準 | 国から見れば「法令による議務つけ」は制度としての重要な要素であるが，これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかね ない。他方で，国民負担を伴う今般の改革において，地域の判断を導重するとしても，標準的な行政水準を超えて行われ ているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価する ことは必ずしも適当ではない。そこで，地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立 された」地方単独事業を定量的に整理する |
|  | 法令上の規定があるかどうかだけではなく，納税者の立場に立っ て，必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」ものと整理すべき |  |

## 役割分担の基硭となる地方単独事業費の積算



[^0]
## 出所）総務省資料

地方財政計画と基準財政需要額の関係


## 地方財政計画の歳出への財源充当

## 地方財政計画の歳入

| 国庫支出金 | 地方債 （臨時財政対策債等 を除く） | 地方税 | 地 | 普通交付税 | 臨時財 政対策 <br> 債 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |


| 国庫支出金 | 地方債（臨時財政対策債等を除く） |  | 留保財源 | 不交付団体の財源超過額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 基準財政需要額（臨時財政対策債割り落とし前） |  |  |
|  | 1 |  |  | 8 |



## 地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成

交付税の総額
第6条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32，法人税の収入額の 100分の34，消費税の収入額の100分の29．5並びにたばこ税の収入額の100分 の 25 をもつて交付税とする。
2 （略）

## ＜地方財政平衡交付金法＞

第6条 毎年度分として交付すべき交付金の総額は，当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。
2 委員会は，第5条の規定により提出され，又は送付された資料を参考として，翌年度における交付金の総額を算定し，これを国の予算に計上するように内閣 に勧告しなければならない。この場合において，委員会は，第7条に掲げる事項 を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。

> 地方財政平衡交付金法では，総額はミクロの積み上げだが地方交付税法 では国税にリ ンクする。方，地方財政計画は，地方財政平衡交付金法では，総額決定の根拠 とされる。

## 地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成（2）

交付税の種類
等等

## 特別交付税の額の変更等

第6条の2 交付税の種類は，普通交付税及び特別交付税とする。
2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は，前条第2項の額の100分の96に相当する額とする。
3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は，前条第 2 項の額の 100 分の 41 に相当する額とする。

第6条の3 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第10条第2項本文の規定 によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては，当該超過額は，当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定 によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合に おいては，地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率 の変更を行うものとする。

地方公共団体 における年度間の財源の調

## ＜地方財政法＞

第4条の3＜地方交付税と基準財政収入額の合算額が基準財政需要額を超える場合についてのみ，その一部を積み立てて，または地方債の償還財源に充てる等翌年度以降の財政の健全な運営に視するための措置を講ずる＞$>$ 年度間調整の規定とし ての実効性に乏しく，昭和35年に現在の条文に改正

[^1]
## 地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成（3）

歳入歳出総額の見込額 の提出及び公表の義務

普通交付税

第7条 内閣は，毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し，これを国会に提出するとともに，一般に公表しなければならない。 （以下，略）

第10条 普通交付税は，毎年度，基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して，次項に定めるところにより交付する。
2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は，当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。） とする。ただし，各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては，次の式により算定した額とする。
当該地方団体の財源不足額一当該地方団体の基準財政需要額 $\times$（（財源不足額の合算額一普通交付税の総額）$\div$ 基準財政需要額が基準財政収入額をこえ る地方団体の基準財政需要額の合算額）
3 （以下，略）

地方財政計画の規定は，平衡交付金法と基本的 に同じ。

第2項で，普通交付税を基準財政需要額と基準財政収入額 の差額とすると同時に，算定の結果，不足額が出た場合には調整率を乗じて減額する規定。

第2章 地方分権改革の推進について


内閣府

# 地方分権改革の推進について 

平成 26 年 6 月<br>内閣府地方分権改革推進室<br>参事官 森 源ニ

## 地方分権改革のこれまでの経緯と成果



## 義務付け・枠付けの見直し状況



## 義務付け・杵付けの見直し等（例）（1）

公営住宅の入居者の対象要件（横浜市）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :--- | :--- | :---: |
| 親子世帯（月収15．8万円～25．9万円）の <br> 場合，子どもは「未就学児童」であること <br> が要件 | 条例で，子どもは「中学生以下の児童」まで拡大 <br> （H25～） | 入居可能世帯の拡大により，子育て世代 <br> の支援が充実した。 |

## 保育所のほふく室の面積（大阪市）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| ほふく室は，全国一律の基準として， O歳児•1歳児1人あたり面積は「3． $3 \mathrm{~m}^{2}$ 以上」 | 条例で，原則 0 歳児 1 人あたり面積を $「 5 \mathrm{~m}^{2}$ 以上」 1歳児1人あたり面積を「3．3 $\mathrm{m}^{2}$ 以上」と設定。 ただし，待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は，O歳児•1歳児1人あたり面積を「1． $65 \mathrm{~m}^{2}$ 以上」に緩和（ $\mathrm{H} 24 \sim$ ） | 余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となり，保育の充実が図られた。 ただし，待機児童が多い地域では，より多くの子どもを受け入れることが可能とな り，待機児童の解消に資する。 |

社会福祉施設の非常災害対策（山口県）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 社会福祉施設の設置者に対して，以下 の非常災害対策を義務付け <br> - 防災計画の策定 <br> - 非常災害時の関係機関への通報体制整備 <br> - 定期的な訓練の実施 | H21．7豪雨災害の教訓を踏まえ，条例で，左の非常災害対策に加え，県独自の措置として，以下の対策を義務付け（H24～） <br> - 緊急時の安全確保 <br> - 市町等との協力体制づくり <br> - 訓練を踏まえた計画の検証と見直し | 社会福祉施設の設置者への非常災害対策の義務付けの追加により，施設の防災対策が強化された。 |

## 義務付け・枠付けの見直し等（例）（2）

## 道路の歩道幅（岐阜県）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 歩道幅を2．Oメートル以上と義務付け | 条例で，1．5メートルまで縮小可能に（H24～） |  | | 道幅が狭い道路でも歩道整備が可能とな |
| :--- |
| 以，歩行者の安全対策が強化された。 |

## 道路の勾配（長崎市）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 道路の勾配を12\％以下と義務付け | 条例で，17\％まで引き上げ可能に（H24～） | 急勾配の地域でも道路を整備することが |
| 可能となり，交通の利便性が向上した。 |  |  |

## 補助対象財産の財産処分の弾力化（秋田県大館市）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 補助対象財産の目的外への転用，譲渡等に当たり，用途や譲渡先が厳しく制限 されていた | 原則として，概ね10年を経過した補助対象財産 は，補助目的を達成したものとみなし，用途•譲渡先を問わず，また，国庫納付を求めないこと になった（H2O～）。市では，条例で，事業者への公共施設譲渡に関する奨励措置を定めた。 | 利用のない公共施設を事業者に譲渡し，有効活用するとともに，地域の雇用の拡大にもつながった。 |

4

## 県から市町村への権限移譲（例）（1）

パスポートの発給（佐賀県）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 佐賀県が 4 か所の パスポートセンターで実施 | 全20市町で合わせて 21か所で実施（H18～） | 申請箇所の増加による利便性の向上 <br> パスポートセンターが従来の4か所から，21か所に増加したため，近場での申請が可能となった。 <br> ○申請手続のワンストップ化 <br> 従来は，市町で戸籍謄本を入手した上で県のパスポートセンターに申請してい たが，市町1か所のみで戸籍謄本を入手の上，申請が可能となった。 <br> ○旅券発給期間の短縮 <br> 従来は，申請から発給までの期間が 6 日だったが，市町への権限移譲と併せて県におけるパスポート作成事務を効率化した結果，最短4日で発給可能となった。 |

三大都市圏の用途地域（商業地域•工業地域等）の都市計画決定（埼玉県新座市）
※三大都市圏以外の市町村は従来から用途地域の都市計画決定権限あり

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 都道府県が実施 | 市町村が実施 （H24～） | 従来は，県が用途地域の都市計画を決定していた際には，幹線道路沿いの用地を用途地域として指定する幅は道路境界線から 25 m 又は 50 m としていたが，権限移譲により，市が独自に幅を設定できるようになった。 |

## 県から市町村への権限移譲（例）（2）

## 介護保険の居宅サービス事業者の指定•勧告•命令（神奈川県相模原市）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :--- | :--- |
| 都道府県が実施 | 都道府県 <br> 指定都市•中核市が実施 <br> （H24～） | 従来は，保険者である市町村が事業者の設備や運営について都道府県に通報することしかできなかったが，権限移譲により，事例を発見 <br> し直ちなに適 |
| 切 |  |  |

未熟児の訪問指導（神奈川県開成町）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 都道府県 <br> 保健所設置市•特別区 が実施 | 市町村が実施 （ H 25 ～） | 従来は，母子保健に関する事務のうち，母子健康手帳交付，乳幼児健診等の事務は市町村が実施し，未熟児の訪問指導は比較的専門性が高いことから都道府県が実施してきたが，権限移譲により，市町村が母子保健に関する事務全般 を一貫して実施できるようになり，保護者にとっても窓口が一元化された。 |

## NPO法人の設立認証，定款変更の認証，報告徴収，立入検査等（仙台市）

| 従 来 | 改正後 | 効 果 |
| :---: | :---: | :---: |
| 都道府県が実施 | 都道府県指定都市が実施 （ $\mathrm{H} 24 ~$ ） | 従来は，市がNPO法人に関する相談や情報提供を行う際に，NPO法人の設立 についての相談があっても，県に権限があるため市は対応できなかったが，権限移譲により，設立や運営に関するサポートも行うことができるようになり，NPO法人の総合的な支援が可能となった。 |

6

## 国の出先機関から都道府県等への事務•権限の移誏等をめくる状況

## 先の自公政権当時の状況

＞ 19 年5月：経済財政諮問会議の提案
地方に移譲可能かどうかなどの観点から，国の出先機関の事務の分類等を提案。
＞ 20 年12月：地方分権改革推進委員会第 2 次勧告
国の出先機関の事務•権限116事項の見直し，組織 の改革等を勧告。
＞ 21 年 3 月：「出先機関改革に係る工程表」を政府 の地方分権改革推進本部で決定
第2次勧告を踏まえて出先機関改革（事務•権限の見直し，組織の改革等）のおおむね3年間の工程を定めるもの。
※直轄道路•直轄河川の事務•権限の見直しを含む。
※第2次勧告の勧告事項のうち組織の改革については，与党内にも強い反対あり。
＞ 21 年 9 月：政権交代後，工程表は事実上凍結•白紙状態に


## 対応策（案）

上記のこれまでの関係府省における検討内容や，地方の声を踏まえ，国から地方への事務•権限の移譲等を着実に実施できるよう，移譲等の対象とする事務•権限について検討。


## 国から地方公共団体への事務•権限の移瀑等に関する当面の方針について【要旨】

## 1．基 本 的 考 え方

○個性を活かし自立した地方をつくるためには，地方分権改革を推進することが重要。
○ これまで，地方分権改革推進委員会の勧告のうち，義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
○ 引き続き地方分権改革を推進するため，残された課題である国から地方公共団体への事務•権限の移譲等を推進。

## 2．当 面 の方 針

（1）地方公共団体に移譲する方向の事務•権限（別紙1）：44事項
※ 例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録•監査等
国の関与，財源措置等所要の措置，移譲の方法を含め，検討•調整し，本年中に見直し方針として取りまとめ。
（2）関連する事務•権限の移讓の可否等の検討•調整を要する事務•権限（別紙2）：29事項 （各府省が移譩を柈飫中の事務•権限であって，地方がその䦎連する事務•権限の移喰等を求めているもの）
※ 例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収，立入検査及び緊急時における医療監視
国の関与，財源措置等所要の措置，移譲の方法に加え，関連する他の事務•権限の移譲の可否等を含め，検討•調整し，本年中に結論が得られたものについて，（1）の見直し方針に盛り込み。
（3）移裏以外の見直しを着実に進める事務•権限（別紙3）：3事項
※ 例 ：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供
（4）引き続き検討•調整を要する事務•権限（別紙4）：24事項
（各府省が引き続き実施するなどとしている事務•権限であって，地方が移喰等を求めているもの）
※ 例：農地法に基づく農地転用の許可等
各府省と地方の意見を踏まえ，引き続き検討•調整し，本年中に結論が得られたものについて，（1）の見直し方針に盛り込み。
（5）以上の結果，法律改正事項については，二括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

## 別紙に掲載された事務•権限の具体例

【別紙1】地方公共団体に移譲する方向の事務•権限（44事項）

| 府省 | 事 務 •権 限 | 見直しの方向性 |
| :---: | :--- | :--- |
| 厚生労働省 | 医療法に基づく医療法人（広域）の設立認可•監督 | 都道府県に一律に移譲 |
| 厚生労働省 | 看護師など各種資格者の養成施設等の指定•監督等 | 都道府県に一律に移譲 |
| 国土交通省 | 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録•監査等 | 希望する市町村を基本として移譲 |

【別紙2】関連する事務•権限の移譲の可否等の検討•調整を要する事務•権限（29事項）

| 府省 | 事務－権 限 | 地方と調整を要する事項 |
| :---: | :---: | :---: |
| 厚生労働省 | 医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収，立入検査及び緊急時 における医療監視 | 左欄に掲げる事務•権限に加え，特定機能病院を称することの承認，改善命令等も移譲す ることの可否 |
| 経済産業省 | 割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収•立入検査 | 左欄に揭げる事務•権限に加え，登録，改善命令，業務停止命令等も移譲することの可否 |
| 国土交通省 | - 直轄河川に係る整備等に関する計画，工事及び管理の実施等 <br> - 直轄国道に係る整備等に関する計画，工事及び管理の実施等 | （1）移譲に伴う財源措置 <br> （2）関係市町村の意見の聴取•反映 |

【別紙3】移譲以外の見直しを着実に進める事務•権限（3事項）

| 府省 | 事 務 • 権 限 | 見直しの方向性 |
| :---: | :--- | :--- |
| 厚生労働省 | 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業 | ハローワークの求人情報を地方公共団体に <br> 提供する取組を積極的に推進 |

【別紙4】引き続き検討•調整を要する事務•権限（24事項）

| 府省 |  | 事 務 • 権 限 |
| :---: | :--- | :--- |
| 農林水産省 | 農地法に基づく農地転用の許可等 |  |

## 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の概要

「こ平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では，平成24年1月17日の第3回総会以降，諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第 5回総会において，「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。
1 人口減少社会（平成38年に1億2000万人を下回り，平成60年に1億人を下回ると予測）において，人々の暮らしを支え，経済 をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し，その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービ スを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち，以下の制度の見直し等を答申。

## 現行の大都市等に係る制度の見直し

## （指定都市制度）

○「二重行政」の解消（都道府県から指定都市への事務移譲等）
－指定都市•道府県の多くが移譲に賛成している事務（31事務：県費負担教職員の給与負担など）や都道府県条例で移譲実績のある事務（21事務） （重複除くと計 35 事務）は移譲を基本
－道府県等が移譲に懸念を示した事務も，例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討 （例：都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定権限）
指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置，協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要

## ○ 事務移譲に伴う税財源の配分

－県費負担教職員の給与負担等，指定都市にまとまつた財政負担が生じる場合，道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲 や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
－指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け，合意形成が図られるべき
○「都市内分権による住民自治強化（特に人口が非常に多い指定都市）

- 区の役割の拡充，区長に独自の権限（人事•予算等）
- 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にす べき
- 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- 区に教育委員会や区単位の市教委事務局（教育委員会制度を見直す場合は，教青行政に係る補助機関）の設置を可能にすべき


## （中核市，特例市制度）

－現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため，人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合
（現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提）
－都道府県からの事務移譲は法令によるほか，条例に よる事務処理特例制度を活用
－都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため，都道府県が人的支援，財政措置に係る運用上のエ夫を行うほか，市町村長による移譲事務 の要請権限の積極的活用が必要

## （都区制度）

－都から特別区へ小規模区間の連携等のエ夫により更 なる事務移譲（例：児童相談所）を検討。その他は都と それぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直 しを検討

# 第30次地方制度調亘会答申で示された都道府県から指定都市への事務•権限の移裉等について 

○第30次地方制度調査会答申（要旨）（平成25年6月25日）
－指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには，まず，法定事務を中心に，都道府県が指定都市の存する区域 において処理している事務全般について検討し，指定都市が処理できるものについては，できるだけ指定都市に移譲すること によって，同種の事務を処理する主体を極カー元化することが必要。
－指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指定都市への移譲実績のあるもの等の事務については移譲することを基本として検討を進めるべき。

```
(参考)
1.移譲対象事務の主な例
    •都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 - 特別児童扶養手当の受給資格の認定
    •市町村立小中学校の学級編制基準の決定, 職員の定数決定, 給与負担等
2. 安倍総理施政方針演説(抄)(H25.2.28)
    「魅力あふれる地域を創ります。その鍵功ぎ)は, 地域ごとの創意工夫を活(い)かすための, 地方分権改革です。大都市制度の改革を始め, 地方に対する権
    限移譲や規制緩和を進めます。また,「地域の元気づくり」を応援します。」
```

○都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等についての取扱い
都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等については，国から地方公共団体への事務•権限の移譲等と合わせて，地方分権改革推進本部において，取り扱うこととする。

## 事務•権限の移諳等に関する見直し方針について【䴧要】

## 1．基 本 的 考え方

○ 個性を活かし自立した地方をつくるためには，地方分権改革を推進することが重要。
○ 地方分権改革推進委員会の勧告のうち，残された課題である国から地方公共団体への事務•権限の移讓等を推進。
○ 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務•権限の移讓等を推進。
2．国から地方公共団体への移譲等
○ 移讓する事務•権限【48事項】
例：（1）看護師など各種資格者の養成施設等の指定•監督等，（2）商工会議所の定款変更の認可， （3）自家用有償旅客運送の登録•監査等，（4）直轄道路•河川に係る整備等に関する計画，工事及び管理の実施等
○ 移讓以外の見直しを行う事務•権限【18事項】
例：（1）ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供，（2）農地転用の許可等

## 3．都道府県から指定都市への移譲等

○ 移譲する事務•権限【29事項】
例：（1）県費負担教職員の給与等の負担，県費負担教職員の定数の決定，市町村立小中学校等の学級編制基準の決定， ②病院の開設許可，（3）都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定
○ 移譲以外の見直しを行う事務•権限【4事項】
例：（1）パスポートの発給申請受理•交付，（2）農地転用の許可等
※ 上記の他に，現行法により指定都市が処理することができる事務•権限が 8 事項ある。

## 4．移譲に伴う財源措置その他必要な支援

○ 移讓された事務•権限が円滑に執行できるよう，地方税，地方交付税や国庫補助負担金等により，確実な財源措置 を講ずるとともに，マニュアルの整備や技術的助言，研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

## 5．一括法案等の提出

○ 法律改正事項については，一括法案等を平成 26 年通常国会に提出することを基本。

## 国から地方への事務•権限の移譲等（移喰する主な事務•権限）

## 自家用有償旅客運送＊

○ 自家用有償旅客運送の登録，監査等の国の事務•権限を，希望する市町村に移譲することを基本。 （希望しない市町村の区域については，希望する都道府県にも移讓。）

## ○ 実施主体の弾力化，旅客の範囲の拡大等を図る

※過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に，市町村，NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

## 直轄道路•河川

（基本的な考え方）
○当該権限については，国と地方公共団体が協議を行い，協議が整ったものについて移譲を進める。
○その際には，関係する市町村の意見を十分に聴取し，反映するよう調整する。
（移譲の対象範囲等）
○「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき，第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には，引き続き国が管理する必要がある道路•河川については移譲の対象としない。

- 道路 原則として，指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。
- 河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。
- この場合，国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。
（財源措置）
○以下の内容を基本として，政府内で引き続き検討を進めることとし，個別協議の結果等も踏まえ，各措置を講ずる必要性が確認された場合に，その実現を図ることとする。
国•地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ，基本的には，国と地方の財政中立の考え方に立って，以下のとおりとする。
- 建設費については，個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。
- 維持管理費については，個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を，基準財政需要額に反映し，事業費に応じた交付税措置を講ずる。 ※バイパスの現道区間については，従前と同様の取扱いとし，協議•調整が整ったものから順次移譲する。
•財源措置は時限的な措置とし，平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及びー級河川について適用。


## （その他）

○直轄事業の対象について，地方管理道路•河川の直轄編入を含め，必要な見直しを行う。

## 国から地方への事務•権限の移譲等（移喰以外の見直しを行う主な事務•権限）

## 無料職業紹介

○ ハロ一ワ一クの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について，その費用負担を極力抑えつつ，積極的に推進。
○ 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施，ハローワーク特区の取組など，ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ，地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

「一無料職業紹介事業を実施する地方公共団体1644団体（都道府県42，市区町村等122）（平成24年3月月末現在）

## 農地転用

【権限移譲関係】
○地方の意見も踏まえつつ，平成21年の改正農地法附則に基づき，同法施行後5年（平成26年）を目途として，地方分権の観点及 び農地確保の観点から，農地確保の施策の在り方等とともに，農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行 い，その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
○国と地方が，事務が迅速かつ円滑に執行されるよう，農地転用制度等に係る課題について，各地方で定期的に協議する場を設置
【規制緩和関係】
○農 業の六次 産 業 化 の推 進—•国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内設置を容認，その後の全国適用も検討 －農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工•販売施設の設置要件を緩和
○再生可能エネルギーの利活用—•荒廃農地等について，再エネ法に基づく場合，第 1 種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
－農用地区域における稲菜等のバイオマス施設の取扱いを明確化
○農 業 • 農 村 の活 性 化 等 —•畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合，農用地区域から除外し設置することが可能 であることなどを明確化

## 都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等（移戉する主な事務•権限）

## 県費負担教職員の給与等の負担•定数の決定•学級編制基準の決定

| 市町村立小中学校等に係る以下の権限について，指定都市に移譲。 | 権限 | 都道府県 | 指定都市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －県費負担教職員の給与等の負担 | 県費負担教職員の任命権 |  | $\bigcirc$ |
| －県費負担教職員の定数の決定 | 県費負担教職員の給与等の負担 | $\bigcirc$ | $\rightarrow$ |
| －学級編制基準の決定 | 県費負担教職員の定数の決定 | $\bigcirc$ | $\rightarrow$ |
|  | 学級編制基準の決定 | $\bigcirc$ | $\rightarrow$ |


| 病院の開設許可 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 病院の開設許可について，指定都市に移譲。 | 権限 | 都道府県 | 指定都市 |
|  | 診療所の開設許可 （病床数 19 床以下） |  | $\bigcirc$ |
|  | 病院の開設許可 （病床数 20 床以上） | O－ | $\rightarrow$ |


都市計画区域マスタープランジの決定について，指定都市に移譲。 ※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

| 権 限 | 都道府県 | 指定都市 |
| :--- | :---: | :---: |
| 区域区分決定 <br> （市街化区域と市街化調整区域の線引き） |  | $\bigcirc$ |
| 都市計画区域マスタープランの決定 <br> （区域区分の方針，都市計画の目標等） | $\bigcirc \longrightarrow$ |  |

16

見直し方針における検討対象事項の措置状況について

|  | 国から地方公共団体への移該等 （当面の方針） |  |  |  | 合計 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 移譲する方向 で見直すもの | 地方が，各省提示の権限に加 え，関連権限の移譲を求めてい るもの，財源措直の調整が必要 なもの | 移譲以外の見直 <br> しを行うもの |  |  | 都道府県から指定都市への移撞等 （第 30 次地制調答申） |
| 見直し方針に盛り込む事項 | 47 | 7 | 3 | 9 | 66 | 33 |
| © 移讓する事務•権限 | （45） | （3） |  |  | （48） | （29） |
| ○移撞以外の見直しを行う事務•権限 | （2） | （ 4 ） | （ 3 ） | （9） | （18） | （ 4 ） |
| 見直し方針に盛り込まない事項 |  | 21 |  | 13 | 34 | 31 |
| $※ 1$ 地方•各省の調整が整わな かった事務•権限 |  | （19） |  | （11） | （30） | （23） |
| ※2 地方が移讓の要望を取り下げた事務•権限 |  | （ 2 ） |  | （ 2 ） | （ 4 ） |  |
| ※3 現行法により指定都市が処理することができる事務•権限 |  |  |  |  |  | （ 8 ） |
| 合計 | 47 | 28 | 3 | 22 | 100 | 64 |

[^2]事務•権限の移譲等に関する見直し方針について（事項一覧）


| 都道府県から指定都市 |  |
| :---: | :---: |
| 1．移譲する事務•権限（29事項） |  |
| （1）文部科学省 | （3）農林水産省 |
| 学校教苇法］ | C農林物資の規格化及び品質表示の適正 |
|  |  |
|  | O農林物资製造業者等への立入 |
|  | － |
| 県費負担教職員定数の決定，市町村立小中学校等の学級編制基淮の決定 |  |
|  | （4）経済産業省 |
|  | ［火薬類取綡法］ |
|  | ○火蓀類の製造•樶売•消費等の許可 |
|  | ［採石法］ |
|  | O岩石採取計画の浬 |
|  | ［高圧がス保安法］ |
|  | ○高圧ガスの製造•时葴等の |
| （2）厚生労働省 | ［商工会棓所法］ |
| $\begin{aligned} & \text { (児童福祉法] } \\ & \text { [障害者総合支援法] } \end{aligned}$ | － |
|  | ［工業用水法］ |
| ○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理•命令等 | O工業用水の採取許 |
|  | ［秒利採取法］ |
| ［医療法］ | O秒利採取詁面の認可 |
| －病院の開設許可素物及び劇物取滴法 | 〔商工会及び商工会識所による小規栊 |
|  | 者の支援に開する法律 |
| ○特定唛物仾究者の許可 | ○全国团体以外の碭工会•商工会識所等 |
| ［社会福社法］ | 基媻施 |
| ○社会福祉法人（一部）の定蒜認可及び監督 ［売春防止法］ | （5）国土交通省 |
| ○綅人相談所を指定都市も設置可能に〔特別児童扶香手当等の支給に関する法律〕 | ［公有水面理立法］ |
|  |  |
| ○特別見童扶着手当の受給資格の認定 ［職業能力開発促進法〕 | ［都市計画法］ |
|  | ○都市訃画区域の整偳，閒発及ひ保全の |
| ○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に | 針に䦭する都市計画の決定等 |
|  | ［国土利用計画法〕 |
| ［介倍保険法］ | ○地取引の規制区域の |
| ○介護サービス事業者の業務管理体制の報告 の受理•命令等，介護サービス情報の公表 ［感染症法］ | ［密集市街地整備法］ |
|  |  |
|  |  |


| 2．移譲以外の見直しを行う事務•権限（4事項） |  |
| :---: | :---: |
| （1）内閣府 | （3）文部科学省 |
|  | ［認定こども園法］ <br> ○幼保連猡型以外の認定こども園の認定に関し <br> 事務処理特例制度を活用可能にする等 |
| （2）外務省 | （4）厚生労働省 |
| 类法］ | ［認定こども園法］（再掦） |
| ○事務処理特例制度の活用の周知•情報提 | （5）農林水産省 |
|  | ［農地法及び農業振興地域の整備に関する法律］ <br>  |

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 4 次一括法）の概要

平成 26 年6月内閣府地方分権改革推進室平成26年5月28日成立平成26年6月4日公布

## 1．第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち，残された課題である国から地方公共団体への事務•権限の移譲等を推進するとともに，第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等を推進するため，「事務•権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ，関係法律の整備を行うもの。 （参考）
第1次一括法（平成23年4月成立）— 地方に対する規制緩和
第2次一括法（平成23年8月成立）— 地方に対する規制緩和，都道府県から基礎自治体への事務•権限の移譲
•第3次一括法（平成25年6月成立）－地方に対する規制緩和，都道府県から基礎自治体への事務•権限の移譲

## 2．改正内容

国から地方公共団体への事務•権限の移譲等
【例】
－看護師など各種資格者の養成施設等の指定•監督等 （10条等）

- 商工会議所の定款変更の認可（38条）
- 自家用有償旅客運送の登録•監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等【例】
－県費負担教職員の給与等の負担，県費負担教職員の定数 の決定，市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
（5条等）

- 病院の開設許可（17条）
- 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）


## 3．施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

## 国から地方公共団体への事務•権限の移譲等（移喰する主な事務•権限）

## 各種資格者の養成施設等の指定•監督等（10条等）

○看護師など各種資格者※の養成施設等の指定•監督等の国（地方厚生局）の事務•権限を，都道府県に移譲。
※ 32資格（25法律）：児童福祉司•保育士，は以師・きゆう師，食品衛生管理者•食品衛生監視員，理容師，保健師•助産師•看護師，歯科衛生士，身体障害者福祉司，社会福祉主事，診療放射線技師，歯科技工士，美容師，臨床検査技師，調理師，知的障害者福祉司，理学療法士•作業療法士，製菓衛生師，柔道整復師，視能訓練士，社会福祉士•介護福祉士，臨床工学技士，義肢装具士，食鳥処理衛生管理者，救急救命士，精神保健福祉士，言語聴覚士

## 商工会議所の定款変更の認可（38条）

```
○ 商工会議所の定款変更の認可※の国(経済産業局)の事務•権限を, 届出制にした上で, 都道府県及び指定都市に移譲。
※ 定款変更の認可が必要な事項のうち, 事業, 会員, 役員等に係る事項(目的,名称及び地区に係る事項を除く。)
```


## 自家用有償旅客運送 ※の登録，監査等（44条）

○ 自家用有償旅客運送の登録，監査等の国（地方運輸局）の事務•権限を，希望する市町村に移譲することを基本。 （希望しない市町村の区域については，希望する都道府県にも移譲。）
○実施主体の弾力化，旅客の範囲の拡大等を図る。
※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に，市町村，NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

20

## 都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等（移該する主な事務•権限）

県費負担教職員の給与等の負担•定数の決定•学級編制基準の決定（5条等）

| 市町村立小中学校等に係る以下の権限について，指定都市に移譲。 | 権限 | 都道府県 | 指定都市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －県費負担教職員の給与等の負担 | 県費負担教職員の任命権 |  | $\bigcirc$ |
| －県費負担教職員の定数の決定 | 県費負担教職員の給与等の負担 | $\bigcirc$ | $\rightarrow$ |
| －学級編制基準の決定 | 県費負担教職員の定数の決定 | $\bigcirc$ | $\rightarrow$ |
| （個人住民税所得割の $2 \%$ を県から指定都市へ税源移譜。） | 学級編制基準の決定 | $\bigcirc$ | $\rightarrow$ |

## 病院の開設許可（17条）

病院の開設許可について，指定都市に移譲。


| 権限 | 都道府県 | 指定都市 |
| :---: | :---: | :---: |
| 診療所の開設届出等 （病床数19木東以下） |  | $\bigcirc$ |
| 病院の開設許可 （病床数20床以上） | O |  |

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備•開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）（45条）
都市計画区域マスタープラ＊＊＊決定について，指定都市に移譲。
※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

| 権限 | 都道府県 | 指定都市 |
| :---: | :---: | :---: |
| 区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き） |  | $\bigcirc$ |
| 都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針，都市計画の目標等） | O | $\rightarrow$ |

21

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）＜法律一覧＞

| 国から地方公共団体（43法律） |  |
| :---: | :---: |
| 内閣府関係 |  |
| ［健康堷進法（1条）］ | ［母子保健法（25条）〕 |
| O誇大表示の禁止に係る钽告•命令 |  |
| 総務省関係 | O消簀生活㔹同組合（一部）の設立認可•監督 |
| ［放送法（3条）］ | ［医療法（17条）］ |
| ○小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等 | ○医療法人（一部）の設立認可•監督 （関係する都道府県の連復を規定） |
| 厚生労働省閔係 | 〔戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 |
|  | （23条1号）${ }^{\text {c }}$ |
| くあん㞐マツサージ指圧師，はり師，きゆう | ［戦没者等の |
| 師等に関する法律（11条）］ |  |
| ［食品倠生法（12条）］ | －23楊3号） |
| ［理容師法（13条）］ | 〔戦傷病者等の婁に対する特別給付金支給法 |
| ［保健的助産皈看護皈法（15条1号）］ | （26条）］ |
| ［身体障害者福祉法（15条2号）］ | ○特别給付金又は特別弗覑金の特别買上偗還 |
| ［診源放射嵊技皈法（15条3号）］ | に関する証明書の発 |
| ［臨床検查技師等に関する法律（ 15 条4号）］ | － 分誰保㓌 |
| ［知的障害者福社法（ 15 条5号）］ |  |
| ［理学療法土及び作業療法士法（15条6号）］ |  |
| ［柔道整復的法（15条7号）］ | 農林水産省関係 |
| ［食鳥処理法 1 （ 5 条8号）］ | ［農産物検査法（355木木条） |
| ［歯科違生土法（16条）］ | O登録検査機関（一部）の登鎴•監督 |
| ［社会福祉法（18条）］ | 経済産業省関係 |
| ［歯科技工土法（19条）］ | ［商工会議所法（38条）］ |
| ［美容師法（21条）］ | 所0 |
| ［調理的法（22条）］ | 国土交通省関係 |
| ［製葉售生師法（27条）］ | ［中小企業等協同組合法（43条） |
| ［視能訓練土法（29条1号）］ | ○事業㶸同組合等（一部）の設立認可•監督 |
| ［臨床工学技士法（29条2号）］ |  |
| ［義妵装具土法（29条3号）］ | ○自動車道事業（一部）に係る供用約款の認可等 |
| ［帴急救命士法（29条4号）］ | ［自動車運転代行業適正化法（47条）］ |
| ［言語聴覮士法（29条5号）］ | O自動車運転代行業の認定等に係る同意。監督 |
| ［社会福社土•介誒福祉士法等（ 30 条1，3号） | 環境省関係 |
| ［精神保健福祉土法（30条2号）］ | ［土壌污染対策法（48条）］ |
| O垍成施設の指定•監盈等 | ○指定調查機閔（一部）の指定•監督 |


| 都道府県から指定都市（25法律） |  |
| :---: | :---: |
| 内閣府関係 | 農林水産省閔係 |
|  | ¢農林物資の規格化等に関する法律（ 34 |
| O農林物痺製造業者等への立入検查等 | 条）］ |
| 文部科学省関係 | $\bigcirc$ ○農林物第製造業者等への立入検査 |
| ［学 | 銥農地又は採草放生 |
| ○市町村立高等学 | の許 |
| 育行政の組織及び運棠に関する法律（附経済産業省関係 |  |
|  |  |
| ［義務教育費国庫負担法（8条）］ <br> 〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職 | ［採石法（37条） |
|  | O岩石採取計可 |
|  | ［商工会議所法（38条）］ |
|  ○市町村立小中学校等の職負の紿与等の負担，県費負担教職員定数の決定，市町村立小中学校等の学絞編制基準の決定等 | ○商工会議所の定款変更の認可（一部），事業状況等の報告の受理•警告等 |
|  | ［工業用水法（39条）］ |
| ［文化財保謢法（6条）〕 <br> ○史跡名勝天然記念物の仮指定，重要文化財等の管理に係る技術的指導等 | O工業用水の採取仵 |
|  | ［砂利採取法（40条）］ |
|  | O钞利採取計画け認可 |
| [博物館法(7条)] | 〔商工会及び商工会議所による小規模事 |
|  | 業者の支援に關する法律（41条）］ |
| 厚生労働省関係 | ○全国団体以外の商工会•商工会議所等 の基盤施設計画の認定等 |
|  |  |
|  | 国土交通省関係 |
| ［障害者総合支援法 （ 33 条）］ <br> 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理•命令等 | ［公有水面埋立法（42条）］ |
|  | 水面の埋立免砤 |
| ○病院の開設許可 ［売春防止法（20条）］ | ［都市計画法（45条）］ |
|  | $\bigcirc$ 都市計画区域の整何 |
| ○婦人相談所を指定都市も設置可能に〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （24条）］ |  |
|  | ［国土利用計画法（46条）］ |
|  | O土地取引の規制区域の指 |
| ○特别少童扶着手当の受給資格の認定 ［職業能力開発促進法（28条）］ ○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に |  |
|  | 63法律（※） |
|  |  |

## 養成施設の指定権限の移譲について（1）

## 権限移变の概要

○ 医療関係資格，衛生関係資格，福祉関係資格の（1）養成施設の指定，（2）変更の承認又は届出，（3）年次報告，（4）報告徴収及び指示，（5）指定の取消し等に係る事務は，現在，地方厚生局で行っているが，下の資格に係る事務について都道府県に移譲する。

○ 移譲する権限については，自治事務として移譲する。
○ 国の関与として，「国による一元的情報管理」のため，都道府県知事が管理することになる養成施設の情報を厚生労働大臣に報告させることとする。（国が国家試験を行う際に，養成施設の情報が必要となるため。）

## 関係する国家資格等

## ○医療関係資格

保健師，助産師，看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法土，作業療法土，視能訓練土，言語聴覚土，臨床工学技土，義肢装具土，歯科衛生土，歯科技工土，救急救命土，はり師，きゅう師，柔道整復師

○衛生関係資格
理容師，美容師，調理師，食品衛生管理者，食品衛生監視員，製菓衛生師，食鳥処理衛生管理者
○福祉関係資格
児童福祉司，保育士，児童福祉施設職員，身体障害者福祉司，社会福祉主事，知的障害者福祉司，社会福祉土，介護福祉土，精神保健福祉士
※ 下線は，国が国家試験を行っている国家資格等

養成施設の指定権限の移譲について（2）
O 事務の移譲のイメージ（例）は以下のとおり（1）養成施設の指定，（2）変更の承認•届出，（3）年次報告，（4）報告徴収•指示，
（5）指定の取消し）


## 商工会議所法の一部改正について

## 現行法の概要

○商工会議所法は，国民経済の健全な発展を図り，兼ねて国際経済の進展に寄与するために，商工会議所及び日本商工会議所の組織運営について定めることを目的として制定された。
○同法においては，政令で定めるところにより，経済産業大臣の事務•権限の一部については，都道府県知事が行うこととすることができる旨を規定している（第84条）。
○同条に基づき，政令において，特定商工業者該当基準の許可，特定商工業者に対する負担金賦課の許可，商工会議所の定款変更の認可（一部に限る。）等に係る権限が都道府県知事に移譲されている。

## 改正の概要

○商工会議所の定款変更の認可について，一部（※）を届出制に変更する。
※ 事業，会員，役員等に係る定款変更（目的，名称及び地区に係る定款変更を除く。）
○第84条を改正し，経済産業大臣の事務•権限の一部を，政令で定めるところにより，都道府県知事に加えて指定都市の長が行い得ることとする。


○ バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において，自家用有償旅客運送の利用が拡大している。


一定の交通需要があり，民間事業者に よるサービスか提供されている地域


## 福祉タクシー

タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的 としてサービスを実施


## 自家用有償旅客運送の実施に係る事務•権限等

○ 自家用有償旅客運送の実施にあたつては，運営協議会（市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議）において合意が調った後に，国土交通大臣の登録を受ける必要がある。
○ 国土交通大臣は，輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導•監督を実施。

## 運営協議会（道路運送法第79条の4）

【主宰者】 市町村（都道府県も可）
【構成員】 地方運輸局（又は運輸支局），地域住民，NPO等，バス・タクシー事業者 等
【協議事項】（1）自家用有償旅客運送の必要性（2）運送の区域（3）旅客から収受する対価

国土交通大臣の登録（道路運送法第79条）$\square$ 権限の委任により，都道府県ごと（北海道は7ヶ所）の運輸支局長が実施
【登録要件】①）バス，タクシーによることが困難であり，かつ，地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であること につき，地域の関係者が合意していること。
②運行管理体制，運転者，整備管理体制，事故発生時の連絡体制等，必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）
$\rightarrow$ 協議会の合意に基づき，更新の登録が必要
国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導 - 監督（道路運送法第79条の9 等）$\square$ 運輸支局長が実施
○ 運行管理体制，運転者の要件等，輸送の安全確保のために必要な体制等について，指導•監督
○必要に応じ，監査等により確認。さらに，是正命令や登録の取消等の処分を実施

## 県費負担教職員の給与負担等の移讓について

（市町村立学校教職員給与負担法等の改正）
背量
○ 現行制度では，市町村立の小•中•特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し，その人事権は都道府県教育委員会 が有しているが，特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
○ このため，指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり，この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

## 移譠の決定（閣議決定等）

○ 給与負担の移譲に当たつては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから，関係道府県と指定都市間で財源移譲の あり方について協議を実施，昨年11月に税源移譲の方策について両者が合意。
○「今後の地方教育行政の在り方について」（平成25年12月13日中央教育審議会答申），「事務•権限の移譲等に関する見直し方針 について」（平成25年12月20日閣議決定）を受け，関係法案を提出。


28

## 病院の開設許可等の権限移譲について（1）

○ 病院の開設許可（医療法第7条第1項）およびそれに付随する事務（変更許可，休廃止届，開設許可取消等）については指定都市に移譲することとする。
○ なお，病院の開設の許可については，指定都市と都道府県が協議することとする等，指定都市と都道府県の間での情報 の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

## 移譲後 指定都市の事務

## ■病院開設等に係る各種事務

- 開設許可（医療法第7条第1項）
- 開設者の管理免除許可（医療法第12条第1項）
- 変更許可（医療法第7条第2項）
- 管理者の兼任許可（医療法第12条第2項）
- 休止届（医療法第8条の2第2項）
- 使用制限命令等（医療法第24条第1項）
- 廃止届（医療法第9条第1項，第2項）
- 開設許可の取消等（医療法第29条第1項，第2項）
※病院の開設の許可については，例えば指定都市と都道府県が協議することとする等，指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るためのエ夫を講じた上で移譲する。
（※）平成25年12月20日閣議決定において，「指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。」とされているところで あり，情報の共有を図るための工夫（事前協議•同意）について政令で規定する予定。（平成27年4月1日 施行予定）
地方自治法第 252 条の 19 （指定都市の権能）に，新たに「医療に関する事務」を規定し，地方自治法施行令において移譲する事務•権限の内容や当該情報共有のための措置を規定することを予定している。

病院の開設許可等の権限移譲について（2）


都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（通称「都市計画区域マスタープラン」）とは，都市計画区域 ごとに定める都市計画の総合的な方針であり，記載事項は以下のとおり。

## 都市計画区域マスタープラン（都市計画の総合的な方針） <br> - 区域区分（線引き）の有無及び線引きを行う場合の方針 <br> - 都市計画の目標 <br> - 主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する都市計画
区域区分（線引き），用途地域 等
都市施設に関する都市計画
道路，公園，下水道 等
市街地開発事業に関する都市計画土地区画整理事業，市街地再開発事業 等

## 都市計画制度における地方分権改革

## ○都市計画の決定に関する事箅を下機閏委任事務から自治事務1へ（第一次分権改革） <br> ○ 都道府県•市町村の都市計画の決定に対する国•都道府県の「認可」が「協議•「同意」へ（第一次分権改革） <br> ○指定都市に都道府県並みの権限を移譲（第一次及び第二次分権改革） <br> 広域にわたるものを除き，市町村に都道府県の権限の多くを移譲（第一次及び第二次分権改革）

|  | 第一次分権改革前 | 第一次分権改革 | 第二次分権改革 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 国 | －都道府県の都市計画の認可 | －都道府県の都市計画の協議•同意 | －都道府県の都市計画の協議•同意 |
| 都道府県 | －市町村の都市計画の認可 | －市町村の都市計画の協議•同意 | －市町村の都市計画の協議•同意 |
|  | －都市計画区域指定 | －都市計画区域指定 | －都市計画区域指定 |
|  |  | －マスタープラン |  |
|  | －区域区分 | －区域区分 | －区域区分 |
|  | －用途地域 <br> 三大都市图•県市所在市 25 万人以上の市等の用途地域 | －用途地域三大都市图の用途地域 |  |
|  | －都市施設 <br> （伆）4haよ上の公園 <br> －市街地開発事業 （例）20ha超の土地区面整理事業 |  | －都市施設 <br> （例）国•都道府県が設置する10ha以上の公園 <br> ※指定都市は国設惪のものを除く <br> －市街地開発事業 <br> （例）国•都道府県施行の50ha超の土地区画 <br> 整理事業 |
| 市町村 | －用途地域 <br> 三大都市圏•県庁所在市 $\cdot 25$ 万人以上の市等以外の用途地域 | －用途地域三大都市图以外の用途地域 | －全ての用途地域 |
|  |  | －都市施設 <br> （例10h末末满）公葍 | －都市施設 <br> （例）国•都道府県か䬦置する10ha以上のものを除人全ての公園 |
|  | －市街地開発事業 （例）20ha以下の土地区画整理事業 | －市街地開発事業 （例）50ha以下の士地区画整理事業 | －市街地開発事業 <br> （例）国•都道府県施行の50ha超のものを除く全ての土地区画整理事業 |

32

## 地方分権改革の推進体制

## 【内閣としての政策検討】 <br> 地方分権改革推進本部 （閣議決定で内閣に設置）

本 部 長：内閣総理大臣（本部長）
副本部長：内閣官房長官
内閣府特命担当大臣 （地方分権改革）
本 部 員：その他全閣僚

## 開催実積

平成25年 3月 8日（金）第1回会合 －義務付け・枠付けの第4次見直しについて

平成25年 5月28日（火）第2回会合

- 地方分権改革の在り方について
- 国から地方への事務•権限の移譲等について

平成25年 9月13日（金）第3回会合
－国から地方への事務•権限の移譲等について －都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等について －地方分権改革の総括と展望について

平成25年12月20日（金）第4回会合
－国から地方及び都道府県から指定都市への事務•権限の移譲等について
地方分権改革の総括と展望について
平成26年 4月30日（水）第5回会合（持ち回り開催） －地方分権改革に関する提案募集の実施方針について

## 【有識者による調査審議】

## 地方分権改革有識者会議

（地方分権改革担当大臣の下で開慛）

| 座 長：神野直彦 <br> 座長代理：小早川光郎 <br> 構成員：柏木 斉 |  | 東京大学名誉教授（財政学） |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | 成蹊大学法科大学院教授（行政法） |
|  |  | （株）リクルートホールディングス |
|  |  | 取締役相談役（経済同友会地方分権•道州制委員会委員長） |
| 後藤春彦 |  | 早稲田大学創造理工学部長（都市計画） |
| 白石勝也 |  | 松前町長（愛媛県） |
| 勢一智子 |  | 西南学院大学教授（行政法） |
| 谷口尚子 |  | 東京工業大学准教授（政治学） |
|  | 古川 康 | 佐賀県知事 |
|  | 森 雅志 | 富山市長 |

## 専門部会（地方分権改革有讕者会㳟の下て開倠）

具体的かつ重要なテーマごとに，有識者会議㬢員及び各分野の専門家による部会を開催し，国•地方その他関係者からのヒアリングを通じ，客観的な評価•検討に資す る議論を行う
※これまでに開催した専門部会
㕍用対策部会（小早川部会長）
地域交通部会（後藤部会長）
地地交•通部会（份滕部部会（柏木部会長）（現在開催中）

## 個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望（概要）～

## これまでの地方分椎改革

## 地方分権改革の理念を構築

－国•地方の関係が上下•主従から対等•協カへ

国主導による集中的な取組
一時限の委員会による勧告方式

## 地方全体に共通の基盤制度の確立 <br> 一機関委任事務制度の廃止 <br> ー国の関与の基本ルールの確立

## 法的な自主自立性の拡大 <br> 一自治の担い手としての基礎固め

## 地方分権推進に向けた世論喚起

一地方分権の意義を普及啓発

## 個性と自立，新たなステージへ地方分椎改革の更なる展開

## 改革の理念を継承し発展へ

一個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 地方からの「提案募集方式」の導入
- 政府としての恒常的な推進体制の整備

```
地方の多様性を重んじた取組へ
一連携と補完によるネットワークの活用 －「手挙げ方式」の導入
```


## 真の住民自治の拡充財政的な自主自立性の確立 <br> 一自治の担い手の榣化

改革の成果を継続的•効果的に情報発信一住民の理解と参加の促進

## 改革の「総括」～地方分権の基盤の碓立～

```
第1次分権改革(H7~11):国と地方の関係を上下•主従から対等•協力へ
```

例：機関委任事務制度の廃止，国の関与の基本ルールの確立
第2次分権改革（H19～）：数多くの具体的な改革を実現（地方に対する権限移譲，規制緩和等）
権限移譲等（国 $\rightarrow$ 地方 66 事項（実施率 $69 \%$ ），都道府県 $\rightarrow$ 市町村 113 事項（ $67 \%$ ）），義務付け・枠付けの見直し（ 975 事項（ $74 \%$ ））

## 今後の「展望」～新しいステージの改革の取組～




| 目指すべき方向 |  |
| :---: | :---: |
| 1 | 国と地方の役割分担の見直し（権限移譲等） |
| 2 | 地方に対する規制緩和の推進 |
| 3 | 地方税財政の充実強化 |
| 4 | 重要な政策分野（土地利用等）に関する改革 |
| 5 | 改革の成果を実感できる情報発信の展開 |



## 地方分権改革に関する提案募集

地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し，地方の発意に根差した新たな地方分権改革の取組を推進します。

| 提案の対象 |
| :--- |
| ○地方公共団体への事務•権限の移譲 |
| •出先機関だけでなく，本府省の事務•権限も対象 |
| ○地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し） |
| •法定受託事務に関するもの，政省令，補助要綱等に基づくものについても対象 |
| ※いすれも全国的な制度改正に係る提案が対象 |
| （選択的な移譲「手挙げ方式」とする提案も対象） |

## 提案に当たっての留意事項

○全庁的な議論を行い，制度改正の効果や具体的な支障事例を明示して提案
○これまての閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については その取組の方向性を十分踏まえて提案（それ と異なる提案を提出する場合，理由を明記）

| 地方公共団体等 | 国 |
| :---: | :---: |
|  | ＜事前相談•提案の受付＞ <br> ○内閣府は，提案に向けた相談に応じ，提案を受け付け <br> ＜提案を受けた対応＞ 内閣府が，実現に向けて関係府省と調整 関係府省の回答，それに対する提案団体から の見解の提出というやりとりを重ねる 地方六団体からも意見聴取 特に重要な提案は，有識者会議又は専門部会 て，集中的に調査•審議 <br> ○対応方針について，地方分権改革推進本部決定及び閣議決定の上，所要の法律案を国会に提出 |

## 地方分権改革の成果を国民に還元するための取組例

第1次•第2次地方分権改革により，地方に対する権限移譲•規制緩和など数多くの制度改正を実現 ○改革の成果を国民に還元するため，当面，集中的に以下の施策を展開
I 国民に改革の成果を実感してもらうための効果的な情報発信
II 地方における実践を促進するためのサポート

## I 効果的な情報発信

1．地方分権改革事例集の作成•PR
O 第1弾の事例集を作成し，シンポジウム等で広くPR ○優良事例の掘り起こしにより，順次更新

2．地方分権改革シンポジウムの新規開催 $(6 / 30)$
○広く国民を対象に，改革の成果や優良事例をPR
○基調講演，パネルディスカッション等も実施
3．ホームページ・SNSによる能動的な情報発信
○改革の成果を活かした地方の優良事例の紹介
○地方の取組一覧の掲載（事務処理特例の活用状況等）
○ FacebookやTwitterにより，ホームページ更新情報な
どを随時提供（H25．9．30から開始済）

II地方における実践の促進

## ○ 地方の優良事例の「横展開」を図るため，地方における改革の担い手を強化し，支援

1．「分権改革の旗手」※のネットワーク化
※ 地方における改革の中心的な担い手となる自治体職員 H26．6現在，107名を登録•公表

○旗手間で成功事例やノウハウに関する情報を共有 ○ ホームページに優良事例を紹介（再掲）

2．改革のすそ野を広げるための意識啓発•研修
○知事，市町村長への情報提供
○ 自治体職員を対象に，分権改革の旗手等が講師と なって実例やノウハウを伝授

第2部 地方財政

## 地方財政健全化の取組について

平成26年9月25日（木）<br>総務省自治財政局財務調査課<br>理事官 村田 崇

総務省
M｜C Ministry of Internal Affairs and Communications

## 目 次

## 1．地方公共団体の財政の健全化に <br> 関する法律について

## 2．公共施設等の総合的かつ計画的 な管理による老朽化対策の推進

## 3．今後の地方公会計の整備促進

## 地方公共団体財政健全化法創設までの経緯（1）

## 地方分権21世紀ビジョン银談会報告書（平成18年7月3日大田弘子座長）

2．各論（3）いわゆる＂再生型破綻法制＂の整備背景•目的
この観点から，いわゆる＂再生型破綻法制＂の検討に早期に着手し，3年以内に整備すべきである。その際，透明なル一ルに基づく早期是正措置を講じ，それでも うまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。 これらの点を踏まえた，いわゆる＂再生型破綻法制＂の制度の概要を今秋までに作成•公表すべきである。

## 「基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）

再建法制等も適切に見直すとともに，情報開示の徹底，市場化テストの促進等につ いて地方行革の新しい指針を策定する。

新しい地方財政再生制度研究会報告書（平成18年12月8日宮脇淳座長）
このため，新しい地方財政再生制度においては，財政情報の開示を徹底し，透明なル ールのもとに早期是正措置を導入することにより，住民のチェック機能を働かせ，財政再建を促していくことを柱とする早期是正•再生スキームを構築すべきであり，以下のと おり具体的な提言を行うものである。

## 地方公共団体財政健全化法創設までの経緯（2）

新しい地方財政再生制度研究会報告書（平成18年12月8日）（続き）
○ この半世紀あまりで，地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており，地方公共団体の活動を全体として捉え，その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよ う，必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。
○ 新しい地方財政再生制度においては，…特に，
（1）当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点，
（2）地方公社や第三セクターの状況も含め，当該団体の潜在的なリスクも含めた中
長期的な財政運営の健全化を図るという観点
から，フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
○ 今回の新しい再生制度においては，新たなフロー指標を設け，公営企業会計も連結して把握することにより，公営企業会計が悪化した結果，当該地方公共団体全体 の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には，当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。

○ しかし，公営企業が供給する住民サービスは，上•下水道，病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから，その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう，個々の公営企業会計においても，経営悪化の初期の段階 から経営健全化計画の策定を義務づけ，自律的な経営改善を促すこととすべきであ る。また，このことにより，公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の経過



## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

（指標の公表は平成19年度決算から，財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）



財政の早期健全化•財政の再生•公営企業の経営健全化のイメージ


## 夕張市財政再生計画の概要

## I タ張市財政再生計画のポイント

## 1．財政再生の期間 平成 21 年度から平成 41 年度まで

$$
\binom{\text { 赤字解消までの実質的な計画期間は }}{\text { 平成22年度から平 } 38 \text { 年度までの17年間 }}
$$

## 2．解消すべき赤字額 322億円

（平成20年度決算額 標準財政規模（46億円）の約7倍）

## 3．基本方針と具体的措置

－市民生活の安全安心の維持確保の観点から，財政再建計画策定後に生じた諸課題に的確に対応しつつ，財政を健全化
－地域の活力の維持や将来的なまちづくりのため，限られた財源の中で効果的な政策を展開
（1）歳入の確保
引き続き，財政再建計画と同様の取組を実施
（財政再建計画における取組内容

- 税率等の引上げ（市民税，固定資産税 等）
- 使用料，手数料の見直し（ごみ処理手数料 等） $\int$
（2）歳出の削減
（1）人件費の見直し
- 職員数：人口規模が同程度の市町村で最も少ない水準を基本として適正化
- 給 与：全国の市町村の中で最も低い水準を基本として削減

基本給平均 $20 \%$ 削減，各種手当削減（期末勤勉手当 1 月削減等）により，
平均年収ベースで全国最低水準
特別職給与等は，財政再建計画同様の取組を実施
（2）事務事業の抜本的見直し

- 経常的経費：効率的な行政運営の継続により徹底した削減
- 投資的経費：真に必要なもののみ

市営住宅再編整備，老朽化した診療所やし尿処理場の改築など市民生活に直結する課題には対応

③施設に係る経費の削減
－必要最小限の経費を計上するとともに，指定管理者等の活用により経費削減
（3）まちづくりの推進及び高齢者•子育て・教育への配慮

- まちづくり：コンパクトで効率的なまちづくりを目指す
- 敬老パス：自己負担額の引下げ（300円 $\rightarrow 100$ 円）
- 保育料：引上げを中止し，平成21年度の水準で据置き


## II 国•道等の対応

－地方交付税総額を増額確保するとともに，夕張市を含む条件不利地域や小規模の市町村において，必要な行政サービスを実施できるよう，段階補正及び人口急減補正の見直しを行うことにより，結果として財政状況が改善

- 再生振替特例債の利子の一部を国•道が負担
- 地方債資金については，公的資金（財政融資資金，地方公共団体金融機構資金） の配分について配慮

再生振替特例債には財政融資資金を全額配分。地方公共団体金融機構資金もそ の他の事業債等に配分し，夕張市の再生を支援
－その他，道の支援として，市町村振興基金貸付金の借換制度の創設，職員派遣，一部市道の除雪の実施など

## 青森県大鰐町 <br> 財政健全化計画の概要（変更後）

1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因
○ 将来負担比率： $392.6 \%$（早期健全化基準は $350 \%$ ）
第三セクタ一の債務に対する損失補償等
$\bigcirc$
第三セクタ一等の債務の償還方法等の見直しに伴い，財政健全化計画の変更を するものである。
なお，第三セクタ一等改革推進債の発行により損失補償の履行をすることとした ため，実質公債費比率については，平成32年度まで早期健全化基準の $25 \%$ を超え，将来負担比率については，平成25年度まで早期健全化基準の350\％を超える見込み である。

2 計画期間
平成21年度から平成33年度まで13年間
3 財政の早期健全化の基本方針
○「行政サ—ビスの維持」と「早期の財政健全化」の両立
○ 「実質公債費比率」及び「将来負担比率」を計画期間内に基準以内とするとともに，他の指標の改善や赤字公営企業会計の経営健全化も併せて達成

4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策
○退職者不補充（ 26 人）及び職員給与の削減（ $5 \sim 10 \%$ ）
○施設管理等の見直しによる経費削減
○固定資産税の税率変更（平成 21 年度 $1.4 \% \rightarrow$ 平成 23 年度 $1.6 \%$ ）
○ 第三セクタ—等の損失補償履行財源として第三セクタ—等改革推進債を活用
5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）
（単位：百万円）

| 項目 | 2 |
| :---: | :---: |
| 町税の歳入確保 |  |
| 家庭ごみ収集の有料化 |  |
| 人件費の抑制 |  |
| 公債費負担の軽減 |  |
| 施設管理の見直し |  |
| 未利用財産の売却 |  |


| 項目 |
| :---: |
| 町税の歳入確保 |家庭ごみ収集の有料化

人件費の抑制公債費負担の軽減施設管理の見直し未利用財産の売却

| $\begin{aligned} & \text { 21年度 } \\ & \text { 決算 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 22年度 } \\ \text { 決算 } \\ \hline \end{array}$ |
| :---: | :---: |
| 0 | 0 |
| 10 | 11 |
| $\underline{80}$ | 95 |
| 1 | 3 |
| 12 | 70 |
| 8 | 5 |
| 29年度 | 30年度 |
| 決算 | 決算 |
| 41 | 38 |
| 9 | 9 |
| $\underline{0}$ | $\underline{\underline{0}}$ |
| 1 | $\underline{2}$ |
| 50 | 50 |
| $\underline{0}$ | $\underline{0}$ |


| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 23年度 } \\ \text { 決算 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 24年度 } \\ \text { 決算 } \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 25年度 } \\ \hline \text { 決算 } \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 48 | 45 | 44 |
| 10 | 10 | 10 |
| 101 | 78 | $\underline{0}$ |
| 4 | 2 | $\underline{2}$ |
| 50 | 50 | 50 |
| 0 | 0 | $\underline{0}$ |
| 31年度 | 32年度 | 33年度 |
| 決算 | 決算 | 決算 |
| 38 | 38 | 35 |
| $\underline{9}$ | $\underline{9}$ | $\underline{9}$ |
| $\underline{0}$ | $\underline{0}$ | $\underline{0}$ |
| $\underline{\underline{2}}$ | $\underline{1}$ | 1 |
| 50 | 50 | 50 |
| $\underline{0}$ | $\underline{0}$ | $\underline{0}$ |

27年度 28 年度

| 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 決算 | 決算 | 決算 |

6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
（単位：\％）

|  | $\begin{gathered} \text { 20年度 } \\ \text { 決算 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 21年度 } \\ \text { 決算 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 22年度 } \\ \text { 決算 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 23年度 } \\ \text { 決算 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 24年度 } \\ \text { 決算 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 25年度 } \\ \hline \text { 決算 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 26年度 } \\ \hline \text { 決算 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|c} \hline \text { 27年度 } \\ \hline \text { 決算 } \\ \hline \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 実質公債費比率 | 16.8 | 15.9 | 15.4 | $\underline{\underline{20.0}}$ | $\underline{\underline{24.0}}$ | $\underline{27.6}$ | $\underline{27.0}$ | $\underline{\underline{27.0}}$ |
| 将来負担比率 | 392.6 | 367.0 | $\underline{323.1}$ | 359.2 | 354.5 | 352.7 | 345.7 | $\underline{329.8}$ |
|  | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |  |  |
|  | 決算 | 決算 | 決算 | 決算 | 決算 | 決算 |  |  |
| 実質公債費比率 | $\underline{27.3}$ | $\underline{27.0}$ | $\underline{26.4}$ | $\underline{25.6}$ | $\underline{25.0}$ | 24.6 |  |  |
| 将来負担比率 | 328.2 | 314.5 | 305.2 | $\underline{289.5}$ | 276.5 | $\underline{277.7}$ |  |  |

7 その他財政の早期健全化に必要な事項
○平成24年度以降の職員給与等の削減については，これまでの取組みの継続及び強化を基本としながら，平成23年度中に方針を決定する。
○町立小学校の統廃合については，検討委員会の答申を踏まえ方針を決定する。
※ 変更部分には下線を付している。

## 大阪府 泉佐野市 <br> 財政健全化計画の概要

| 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因 |  |
| :---: | :---: |
|  | （比率）連結実質赤字比率 $26.42 \%$（早期健全化基準は $17.44 \%$ ） <br> 将来負担比率 $393.5 \%$（早期健全化基準は $350 \%$ ） <br> （要因） <br> ＜連結実質赤字比率の悪化要因＞ <br> 宅地造成事業会計において，景気低迷による事業計画の頓挫などにより， <br> 金利負担の累積と地価下落による売却差損が生じたため。 <br> ＜将来負担比率の悪化要因＞ <br> 都市基盤整備や空港閏連地域整備をはじめ，総合文化センター，健康増進センター，市立泉佐野病院など多くの施設整備のために活用した地方債の累増などによるため。 |
| 2 計画期間 |  |
|  | 平成 21 年度から平成 39 年度まで19年間 |
| 3 財政の早期健全化の基本方針 |  |
|  | ○早期健全化の総括的な方向 <br> 市が行っている事務事業について，行政が行うべき事業内容かどうかを検討した上で， <br> 人員抑制をはじめ簡素で効率的な行政運営を築いていく。 ○健全化判断比率の改善 <br> 連結実質赤字比率及び将来負担比率の改善だけにとどまらず，中長期的に全ての指標 の健全化を図る。また，今後の大きな公債費負担による一般会計の収支悪化に備え，早期 に収入磼保•経費削減の取組を進める。 <br> ○財政健全化に向け，取組内容を充実させるもの <br> 一般会計では，給料•手当等の適正化，定員適正化による人件費抑制，指定管理者制度•民営化•委託化の推進など集中改革プランに掲げた方向性に従って見直しを行う。 <br> また，投資的事業の見直しにより地方債の発行の抑制を図る。 <br> 水道事業会計その他特別会計では，一般会計と同様の人件費抑制策のほか，委託化を推進するとともに独立採算を基本に使用料等の必要な受益者負担の見直しを適切に行う。 <br> －病院事業会計では，病床利用率向上•各種診療報酬加算による収益確保やDPCに適応 した医薬材料•薬品等の見直し，業務委託契約の見直し等による経費削減を図る。 <br> ○財政健全化に向け，新たに取組みを行うもの <br> - 宅地造成事業会計では，第三セクタ一等改革推進債を活用して会計を廃止する。 <br> - 一般会計では，歳出面として，経費削減効果が低い又は受託事業者が極めて少ないなど の理由により委託化が進んでいない分野については，非常勤嘱託員等による対応を行うこと により総人件費を抑制する。また，公共施設全体のあり方を再点検し，施設の整理統合の検討を行う。 <br> 歳入面では，財産処分の推進，出資財団の方向性を再検討するとともに基本財産の回収 を図る。 <br> －病院事業会計では，病院事業の独立行政法人化の推進，限りある医療資源の有効活用•効率的経営につながる泉州南部地域の病院間の再編・ネットワーク化を推進する。 |

4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

## ○第三セクタ一等改革推進債の活用による宅地造成事業会計の廃止

○処分可能な遊休財産の処分
○職員数の削減や職員給与削減の検討による人件費の抑制
○公共施設の統廃合，指定管理者制度，業務委託化の推進
○事業の厳選，先送りなどによる投資的経費の抑制
○下水道事業会計への繰出金の削減 など

5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

次頁のとおり

## 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

次頁のとおり

7 その他財政の早期健全化に必要な事項
○計画項目の具体化
計画において遊休財産の処分，人件費の抑制，公共施設の統廃合，指定管理者制度，業務委託化の推進など，取組内容や実施時期が未定となっているものについては，計画の着
実な実施のため，早期に取組内容，実施時期等の具体化を進め計画に反映する。
○行財政改革の徹底
行政評価（事業評価，施策評価）を踏まえた行財政改革を進め，予算編成においても真に必要な経費を厳しく精査する。

| 9＇z\％ | L＇L\＆ | ¢＇¢9 | †＇98 | 8.901 | 9 Cl ¢ | G $\angle$ ¢ | †＇991 | 0．981 | 0＇902 | $8{ }^{1} 182$ | 9＇stz | † 692 | 2＇682 | て＇60¢ | ¢ $68 \varepsilon$ | ヤ¢ヶ¢ | 1＇ZLE | 0＜ 29 | ¢ 868 | 率羽时完米俱 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 \％ 11 | $0 \cdot \mathrm{Ll}$ | ع 02 | 0 Oz | Ľて | で६乙 | でとて | 9 9\％ | O＇Gz | 9．92 | LLLZ | で8て | 9：88 | 6．82 | 988 | $1 \cdot L Z$ | でって | 0＇z\％ | 6.61 | ¢ 81 |  |
| － | $60^{\circ} \mathrm{S}$ | ＋0．t1 | 98＇91 | 8t＇91 |  | tç．91 | ャ¢91 | St＇st | เセと | 81ヶ1 | 80＇z1 | ＋0＇\＆1 | 91．8। | LOZ | $01 \cdot 11$ | $90 . L$ | $90^{\circ} \mathrm{Z}$ | － | でけ 9 ¢ | 率讨を类䚁美䠀車 |
| － | 6LOL | 6981 | ZL＇61 | ZL＇61 | 9＜ 61 | 6961 | じ 61 | 9981 | ¢9．91 | 29.71 | 19 G | ｜t＇91 | £ 9.91 | 8 c ¢ 1 | 6L＇t1 | 92．01 | 28＇9 | － | － | 率对を半息事 |
|  | （肴\＃81第） <br> 㸚 $\ddagger 88$ 䄻 4 |  |  | （玄斗G1帚） <br> 鱀方 98 䄬本 |  | （希志と1冓） <br> 雄志 $\varepsilon$ 脎本 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － | 新交 |



| 909＇\＆я | \＆t¢＇ర | ャ66＇। | £8て＇। | Z91＇เ | $8\llcorner て ゙ 1$ | LZ1＇। | $69 \varepsilon^{\prime} 1$ | とて！${ }^{\text {col }}$ | ¢58＇乙 | 88L＇て | L06＇$\varepsilon$ | $\angle Z O$＇t | 9セ1＇t | 980 ＇t | ع91＇t | ¢0¢＇$\varepsilon$ | 6Lt＇て | SOG＇z | 91く＇9 | ＋星 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 106＇G | เ01－ | 99－ | LZ－ | 6 | 9t | \＆8 | OZ1 | 9¢1 | ع6। | о८乙 | 998 | عOt | †Gt | カOS | カts | ZL8 | 668 | GIで！ |  |  |
| เて1＇ |  | カく | £¢। | 892 | $88 \varepsilon$ | ع6๕ | 998 | 七¢ | ZS1 | 19－ | 69－ | 86－ | LZ1－ | Lع1－ | くカー | LGI－ | 012－ |  |  |  |
| L82－ | ع0ع－ | GLG－ | てしで1－ | เ¢8＇ı－ | 688＇1－ | 6で！ 1 － | 091＇ı－ | £88－ | $20 \%$ | とても | \＆t | 8 89 | マ\＆6 | $980^{\prime}$ ！ | GLO＇t | かんし！ | 9 66 | $\angle 19$ |  |  |
| 006 | OG | OG | OG | OS | OS | OG | OG | OS | OG | OG | OS | OS | OS | OS | OS | OS | OS | OS |  |  |
| 8L6＇1 | 018 | Soz | カ1 | \＆t | 98 | 9t | \＆я | 69 | £9 | $8 t$ | z9 | 98 | $\varepsilon 6$ | L6 | ع01 | LO1 | $1+1$ | 291 | しtı |  |
| 00G＇L | OOS | OOS | OOS | OOS | OOS | OOS | OOS | OOS | 009 | OOS | OOS | OOS | OOS | OOS | OOS |  |  |  |  |  |
| £¢\＆＇। | 乙8 | 乙8 | 乙8 | 乙8 | Z8 | 乙8 | 乙8 | 乙8 | 乙8 | 28 | 28 | 乙8 | 乙8 | 乙8 | 乙8 | 乙8 | $1 t$ |  |  |  |
| 006＇1 | 001 | 001 | 001 | 001 | 001 | 001 | 001 | 001 | 002 | 002 | 002 | 002 | 001 | 001 | 001 |  |  |  |  |  |
| 66861 | 8LG＇1 | عog＇t | $60 \mathrm{t}^{\prime} 1$ | \＆ャ¢＇। | £8て＇। | 90Z＇। | 6911 | เセ1゙ | ャてし＇！ | でで1 | ャてて＇। | ع01＇1 | ع00＇। | 008 | 901＇1 | 1．0＇1 | IZ9 | ع01 |  |  |
| 06 | g | 9 | g | g | 9 | 9 | 9 | g | g | 9 | g | g | g | g | 9 | g | g | g |  |  |
| ャ08 | $\varepsilon 6$ | 98 | 08 | カL | 89 | 29 | 99 | OG | st | 0t | 98 | $0 \varepsilon$ | G2 | 02 | 91 | 21 | 8 | $\triangleright$ |  |  |
| てヤ¢ | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 | 61 |  |  |
| 068 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 068 |  |  |
| Obt＇s | 01 | 01 | 01 | 01 | 01 | 01 | 01 | 01 | 01 | 01 | 000＇ 1 | 000＇ 1 | 010＇t | 010＇t | OLL | 091 | 011 | 0t |  |  |
| GLG＇9 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | SLG＇9 |  |
|  |  | （1） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （버드보：뀌恵） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 

## 北海道 洞爺湖町 <br> 財政健全化計画の概要

| 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 実質公債費比率：29．8\％（早期健全化基準は $25 \%$ ） <br> ○要因：平成12年有珠山噴火災害により実施した災害•復旧事業や農業研修センター等 <br> の施設整備のために発行した地方債償還額の増嵩など |  |  |  |  |  |
| 2 計画期間 |  |  |  |  |  |
| 平成21年度から平成24年度まで4年間 |  |  |  |  |  |
| 3 財政の早期健全化の基本方針 |  |  |  |  |  |
| ○ 人件費の削減，公共施設の効率的運用 <br> ○ 町税の税率や使用料等の改定など歳入•歳出全般にわたる見直し <br> ○ 建設事業の縮減による地方債発行の抑制 |  |  |  |  |  |
| 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策 |  |  |  |  |  |
| ○ 給与の独自削減の拡大，職員数の抑制及び議員定数等の見直し普通建設事業の抑制及び遊休財産等の処分内部管理経費等の縮減，補助金等整理合理化及び公共施設の統廃合等町税等の歳入確保と負担の適正化，公営企業会計等の経営の健全化 |  |  |  |  |  |
| 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額） |  |  |  |  |  |
| （単位：百万円） |  |  |  |  |  |
| 項 目 | 21年度決算 | 22年度決算 | 23年度決算 | 24年度決算 | 計 |
| 給与独自削減の拡大 |  | 91 | 85 | 82 | 258 |
| 普通建設事業の抑制 |  | 10 | 10 | 10 | 30 |
| 遊休財産等の処分 |  | 13 | 21 | 20 | 54 |
| 内部管理経費の縮減 |  | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 補助金等整理合理化 |  | 3 | 3 | 3 | 9 |
| 町税等の歳入確保等 | 2 | 6 | 7 | 48 | 63 |
| 公共施設の統廃合等 |  |  |  | 15 | 15 |
| 公営企業経営健全化 |  | 15 | 21 | 21 | 57 |
| 計 | 2 | 140 | 149 | 201 | 492 |
| 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し |  |  |  |  |  |
| （単位：\％） |  |  |  |  |  |
| 区分 | 20年度決算 | 21年度決算 | 22年度決算 | 23年度決算 | 24年度決算 |
| 実質公債費比率 | 29.8 | 28.5 | 27.3 | 25.2 | 23.9 |
| 将来負担比率 | 240.3 | 212.1 | 221.7 | 212.5 | 204.1 |
| 7 その他財政の早期健全化に必要な事項 |  |  |  |  |  |
| ○ 議員報酬の削減の検討 <br> ○ 保育所の統合の検討及び町立洞爺高校のあり方についての検討 |  |  |  |  |  |

## 財政健全化団体の取組（主な例）

| 歳 入 | 歳 出 |
| :---: | :---: |
| ○ 徴税強化（収納率向上，滞納整理） 遊休資産の売却 使用料•手数料の引上げ 超過課税 | ○ 職員数の削減 給与の削減 施設運営の見直し（施設の統廃合，指定管理者制度の導入等） 経費削減，投資的経費の抑制 地方債の繰上償還 新発債の発行抑制 |

## など

※実質公債費比率が基準超の団体は，公債費負担の軽減（繰上償還，低金利資金への借換え）の取組を中心に基準をクリア。ただし，財政健全化団体になったことを契機に幅広に健全化に取り組んでいる。
※将来負担比率が基準超の団体については，特に広範な取組を行っている。

## 財政再生団体及び財政健全化団体の推移

|  | 平成 20 年度決算 | 平成 21 年度決算 | 平成 22 年度決算 | 平成 23 年度決算 | 平成2 4 年度決算 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 財政再生団体 | 北海道 夕張市 |  |  |  |  |
| 財政健全化団体 | 青森県 大鰐町大阪府 泉佐野市 |  |  |  |  |
|  | 北海道 洞爺湖町 <br> 奈良県 御所市 <br> 沖縄県 座間味村 <br> 伊是名村 |  |  |  |  |
|  | 北海道 江差町 <br>  由仁町 <br>  中頓別町 |  |  |  |  |
|  | 北海道 歌志内市 <br>  梹頓別町 <br>  利尻町 <br> 山形県 新庄市 <br> 群馬県 嬬恋村 <br> 長野県 王潼村 <br> 兵庲県 香美町 <br> 高知県 安芸市 |  |  |  |  |
| 団体数合計 | 22 団体（1団体） | 14 団体（1団体） | 7 団体（ 1 団体） | 3 団体（1 団体） | 3 団体（ 1 団体） |

※団体数合計の（ ）内の数値は，うち財政再生団体数。

## 実質赤字額がある団体数の推移

## 

実質赤字額がある団体数の推移は，下図のとおりです。

平成24年度決算において，実質赤字額がある（実質赤字比率が0\％超である）団体はありません。

実質赤字比率 $=$
一般会計等の実覑赤字領標準財政規模




## 連結実質赤字額がある団体数の推移

## 連結実質効字比票

連結実質赤字額がある団体数の推移は，下図のとおりです。平成24年度決算において，連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0\％超である）団体数は，市区町村で7団体となっ ています。このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上で ある団体はありません。


## 実質公債費比率が $18 \%$ 以上である団体の推移

## 実質公債費比聮



## 团体種類別央質公漬費比率の推移

都道府県では平成20年度以降上昇しているが，平成24年度決算で低下した。政令指定都市，市区，町村では毎年度低下している。


## 将来負担比率が早期健全化基準以上の団体数の推移

## 将来争担比緊

将来負担比率が早期建全化基準以上て ある団体数の推移は，下図のとおりです。平成24年度決算において，将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数 は，市区町村で2団体となっています。
将来負担比率 $=$ 地方債現在高等に係る基貺財政需要額算入見込額）






## 困体種類別将来負担比率の推移

都道府県では，平成21年度以降低下している。政令指定都市，市区，町村では，毎年度低下している。


## まと と

## 1 現状の評価

（1）財政健全化団体等による，公債費負担の軽減（繰上償還，低金利資金への借換え）等を中心とした幅広な健全化への取組の結果，団体数は減少しており，一定の進展が見られる。

```
【財政健全化団体等の状況】
    財政健全化団体: 2 1団体 (H20決算) }->\mathrm{ ( 2 団体 (H24決算) (青森県大鰐町, 大阪府泉佐野市)
    財政再生団体 : 北海道夕張市のみ
    経営健全化団体: 42 団体 (5 3 会計) (H20決算) - 1 9 団体 (20会計) (H24決算)
```

(2)財政健全化団体等以外の地方公共団体においても, 健全化判断比率等については, 概ね改善している。
【健全化判断比率の状況】


## まとめ（2）

2 課題
地方財政健全化法の全面施行から5年を経過し，有識者等から例えば次のような課題 が指摘されている。
（1）将来負担比率の早期健全化基準の妥当性
○三セクに対する損失補償については将来負担比率上問題ないものの，三セク債を発行すると実質公債費比率が危険水域となるため三セク債の発行を見送る団体があり，将来負担比率の基準 が甘いのではないかという指摘がある。
（2）単コロ・オーバーナイト
○一般会計から第三セクタ一等への年度をまたいだ貸付が健全化判断比率上補足されないのは問題ではないかとの指摘がある。
※（単コロ）：年度をまたぐ単年度貸付
（オーバーナイト）：年度末日にいったん全額返済を受け，翌年度初日に再度貸し付ける手法
（3）基金の繰替運用
○基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが，繰替運用 で年度を越えている場合には，本来ならば資金不足が出ているにも関わらず，資金不足として認識されないことは問題ではないかとの指摘がある。
（4）公有地信託
○公有地信託に係る損失リスクについて，将来負担比率上捉えていないことは問題ではないかと の指摘がある。

## 総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

## 背景

○ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で，地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
○ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
○ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し，長期的な視点をもって，更新•統廃合•長寿命化などを計画的に行うこ とにより，財政負担を軽減•平準化するとともに，公共施設等の最適な配置を実現することが必要。



## 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調直結果（H24．3）

○調査対象の111団体の今後40年間における1年あたりの更新費用は，
（1）現在の投資的経費の約1．1倍，（2）現在の更新費用の約2．6倍
の額になると試算（全ての施設を更新した場合）。（参考）H26地方財政計画上の投資的経費：約11兆円


## 公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（噼要）

## 1．調査の概要

○平成25年9月1日現在で，解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1，786団体） （※現地建替等，他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

## 2．調査結果の概要

○ 全国で 12 ， 251 件の回答。このうち， $1 \sim 2$ 年以内に解体撤去の意向がある施設は，3，969件（ $32.4 \%$ ）。時期未定のものも 5,007 件（ $40.9 \%$ ）あり，今後，中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
○施設種類別の件数では，公営住宅が2，810施設（ $22.9 \%$ ）で最も多く，次いで教育関係施設が 2 ， 337 施設 （19．1\％）となっている。
○施設の築年数については，全国平均で41年となっている。

## 【調査結果の概要（全国計）】

|  | 合計 | 解体撤去の時期 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 緊急（1～2年以内） | 数年程度後 | 未定 |
| 1 回答施設数（件） | 12， 251 | 3，969｜32．4\％ | 3，273｜ $26.7 \%$ | 5，007 $40.9 \%$ |
| 2 平均築年数（年） | 41 |  |  | $42$ |
| 3 解体撤去費用 （百万円） | 403， 944 | 115， 411 ｜ $28.6 \%$ | 127，567｜31．6\％ | 160，965 39． $8 \%$ |

※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり，各項目の計は合計に一致しない場合がある。
※解体撤去費用（（既算値）は，各団体からの有効回答を集計したものである。

【施設分類別の件数（全国計）】


## 公共施設マネジメントに係る最近の動き

1．経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）
第3章 経済再生と財政健全化の好循環
2．（2）社会資本整備
（賢く使う観点からの取組）
老朽化が進行しつつある既設のインフラについては，民間活力を最大限活用しつつ，ICTや新技術を開発•導入し，
戦略的な維持管理•更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより，国民の安全•安心を確保するととも に，中長期的なコストの縮減•平準化を推進する。
このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき，国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定•実施を加速する。…（略）…さらに，地域における公的施設について，国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。
特に，インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから，公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容 とする「公共施設等総合管理計画」の策定•実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに，必要な知見やノウハウを提供し，人員•技術面の支援を行う。
第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2．（3）地方行財政制度
（地方財政の透明性•予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）
以下の取組を促進し，地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。…（略）…
－公共施設等の全体の状況を把握し，長期的な視点に立って，更新•統廃合•長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため，各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

2．「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）
5．立地競争力の更なる強化（3）新たに講ずべき具体的施策
$\cdots$（略）$\cdots$ PPP／PFIについては，一層の活用促進を進めるために，集中強化期間における目標の設定や課題解消 を行うなど，本格的な取組に着手する。 $\cdots$（略）$\cdots$

[^3]
## インフラ長寿命化基本計画の概要

○個別施設毎の長寿命化計画を核として，メンテナンスサイクルを構築
○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により，トータルコストを縮減－平準化
○産学官の連携により，新技術を開発・メンテナンス産業を育成

## 1．目指すべき姿

## ○安全で強勒なインフラシステムの構築

＞メンテナンス技術の基盤強化，新技術の開発•導入を通じ，厳しい地形，多様な気象条件，度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等
O総合的•一体的なインフラマネジメントの実現
$>$ 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより，インフラ機能
を適正化•維持し，効率的に持続可能で活力ある未来を実現
【目標】適切な点検•修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等
○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化
＞今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で，世界のフロント
ランナーの地位を獲得
【目標】点検•補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

## 2．基本的な考え方

## ○インフラ機能の確実かつ効率的な碓保

＞メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により，安全•安心を確保
＞予防保全型維持管理の導入，必要性の低い施設の統廃合等によりトータル
コストを縮減•平準化し，インフラ投資の持続可能性を確保
○メンテナンス産業の育成
＞産学官連携の下，新技術の開発•積極公開により民間開発を活性化させ，世界の最先端へ誘導
○多様な施策•主体との連擭
$>$ 防災•減災対策等との連携により，維持管理•更新を効率化
$>$ 政府•産学界•地域社会の相互連携を強化し，限られた予算や人材で安全性や利便性を維持•向上

## 3．計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）
＞計画的な点検や修繥等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラ でメンテナンスサイクルを構築•継続•発展させるための取組の方針 （対象施設の現状と課題／維持管理•更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）
O個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）
＞施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画 （対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

## 4．必要施策の方向性

| 点検•診断 | 定期的な点検による劣化•損傷の程度や原因の把握 等 |
| :---: | :---: |
| 修繕•更新 | 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕•更新の実施 等 |
| 基準類の整備 | 施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備，新たな知見の反映等 |
| 情報基盤の整備と活用 | 電子化された維持管理情報の収集•蓄積，予防的な対策等への利活用等 |
| 新技術の開発•導入 | ICT，センサー，ロボット，非破壊検査，補修•補強，新材料等に関する技術等の開発•積極的な活用 等 |
| 予算管理 | 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理•更新コス トの縮減，平準化 等 |
| 体制の構築 | ［国］技術等の支援体制の構築，資格•研修制度の充実 ［地方公共団体等］維持管理•更新部門への人員の適正配置， <br> 国の支援制度等の積極的な活用 <br> ［民間企業］入札契約制度の改善 等 |
| 法令等の整備 | 基準類の体系的な整備 等 |

5．その他
$>$ 戦略的なインフラの維持管理•更新に向けた産学官の役割の明示 ＞計画のフォローアップの実施

## 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が，厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ，公共施設等の全体の状況を把握し，長期的な視点をもって，更新•統廃合•長寿命化などを計画的に行うことにより，財政負担の軽減•平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて，更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靭化 の推進を図る。


公共施設等の総合的かつ計画的な管理により，地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靭化の推進にも寄与


[^0]:    ※1「給付」に該当するかどうか
    対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため，80\％を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は $20 \%$ ）。
    ※2「制度として確立された」ものであるかどうか
    地方単独事業については，地方交付税により財源を確保することを踏まえ，「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である $75 \%$（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

[^1]:    持別交付金は平衡交付金法でも あったが，地方交付税では，総額の一定割合と し，年度間調整 の手段とされた。算定の結果，交付税財源が余る と特別交付税に加算，不足する と，制度の改正ま たは法定率を変更する（制度発足時は，特別交付税の一部減額 で対応する規定）。

[^2]:    （注）•国から地方公共団体への移譲等
    

[^3]:    iii）PPP／PFIの活用（3）制度活用のためのインセンティブ付与
    －地方公共団体が管理する公共施設等に関して，標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメント のための仕組みづくりについて，達成目標の設定や支援の方策を検討する。

